

山陽小野田市教育委員会事務専決規程新旧対照表

改正後	改正前
(代決) 第6条 (略) 2 (略) 3 課長又は室長が不在のときは課長補佐又は室長補佐（<u>主幹、技監又は参事</u>）を置く課又は室にあってはあらかじめ定められた<u>主幹、技監又は参事</u>。課長補佐又は室長補佐を置かない課又は室にあってはあらかじめ定められた主査又は係長）が、その事務を代決する。	(代決) 第6条 (略) 2 (略) 3 課長又は室長が不在のときは課長補佐又は室長補佐（<u>主幹又は技監</u>）を置く課又は室にあってはあらかじめ定められた<u>主幹又は技監</u>。<u>主幹、技監及び</u>課長補佐又は室長補佐を置かない課又は室にあってはあらかじめ定められた主査又は係長）が、その事務を代決する。